

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則
- 福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則
- 福島ロボットテストフィールド条例施行規則

## 規 則

福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則及び福島ロボットテストフィールド条例施行規則をここに公布する。

平成三十年七月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五十八号

#### 福島ロボットテストフィールド条例の施行期日を定める規則

福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。ただし、第三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十八号まで、同条第二項の表（滑走路（浪江）、滑走路附属格納庫（浪江）の項に限る。）、別表一の表（研究棟の部、試験用プラントの部及び試験準備棟の部に限る。）並びに同表二の表（試験準備棟附属設備（規則で定めるもの。）の項に限る。）を除く。）の施行期日は、平成三十年七月二十日とする。

（産業創出課ロボット産業推進室）

### 福島県規則第五十九号

#### 福島ロボットテストフィールド条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（休館日）

第二条 福島ロボットテストフィールド（以下「テストフィールド」という。）の休館日は、福島県の休日と定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日とする。ただし、指定管理者（条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、テストフィールドの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

2 前項の規定は、同項の休館日に条例第七条第一項の規定による承認を受けた者が施設等（条例第七条第一項に規定する施設等）をいう。以下同じ。）を使用することを妨げるものではない。

（開館時間）

第三条 テストフィールドの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設又は設備の使用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 研究棟のうち研究室、保管庫及び貸出倉庫 午前零時から午後十二時まで
- 二 条例第三条に規定する施設のうち前号の研究棟以外の施設 午前九時から午後九時まで

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に前二項に規定する開館時間又は使用時間を変更することができる。

（使用の承認の申請の手続等）

第四条 条例第七条第一項前段の承認を受けようとする者は、福島ロボットテストフィールド使用承認申請書（様式第一号）（第十条において「承認申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用を開始する日の一年前の日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、条例第七条第一項前段の承認をしたときは、当該承認をした者に対して「承認書」という。）を交付するものとする。（次条及び第六条において「承認書」という。）を交付するものとする。

4 指定管理者は、条例第七条第一項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（承認事項の変更の手続等）

第五条 条例第七条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書（様式第三号）（第十条において「変更承認申請書」という。）に前条第三項の規定により交付を受けた承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第七条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、福島ロボットテストフィールド使用変更承認書（様式第二号）（次条において「変更承認書」という。）を交付するものとする。

3 指定管理者は、条例第七条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(承認書の携帯等)

第六条 条例第七条第一項前段の規定による承認を受けた者及び同項後段の規定による変更の承認を受けた者(以下これを「使用者」という。)は、施設等を使用するときは、同項前段の規定による承認を受けた者は承認書を、同項後段の規定による変更の承認を受けた者は変更承認書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の承認の取消し等の手続)

第七条 指定管理者は、条例第八条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(使用の取りやめ)

第八条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面での旨を指定管理者に届け出なければならない。

(使用料の額等)

第九条 条例別表二の表(通信塔附属設備(規則で定めるもの。)の項に限る。)の上欄に掲げる附属設備の別ごとに、同表の中欄に掲げる規則で定める使用単位及び同表の当該下欄に掲げる規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の免除の手続)

第十条 条例第十条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、承認申請書の提出の際又は変更承認申請書の提出の際、併せて知事が別に定める申請書を指定管理者を経由して知事に提出しなければならない。

(使用料の返還及びその手続)

第十一条 条例第十一条ただし書の規則で定める場合及び当該場合に返還する使用料の額は、次のとおりとする。

一 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなくなったとき 使用料の全額

二 使用日の五日前までに、第八条の規定による届出があったとき 使用料の五割に相当する額

2 使用料の返還を受けようとする者は、福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書(様式第四号)を指定管理者を経由して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、使用料の返還の可否及び返還の額を決定し、その旨を福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書(様式第五号)により通知するものとする。

(使用計画等の事前協議)

第十二条 使用者は、指定管理者と使用開始日の前日までに施設等の使用計画及びその他必要な事項について、協議を行わなければならない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、テストフィールドの管理その他この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により知事がテストフィールドの管理を行う場合にあっては、第二条第一項中「指定管理者(条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事は」と、第三条第三項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事は」と、第四条、第五条、第六条、第七条及び第八条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条及び第十一条中「指定管理者を経由して知事」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、様式第一号から様式第三号の規定中「福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書」とあるのは「返還通知書」とする。

別表(第九条関係)  
通信塔附属設備

附属設備の別	使用単位	金額
空域監視装置	一式一回	八、九〇〇円
気象観測装置	一式一回	一四、七〇〇円

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、条例別表一の備考に規定する午前、午後又は夜間のそれぞれをいう。

## 様式第1号(第4条関係)

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

## 福島ロボットテストフィールド使用承認申請書

年 月 日

福島ロボットテストフィールド指定管理者

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名  
(電話番号)

印

次のとおり福島ロボットテストフィールドを使用したいので申請します。

使用の目的 (催しの名称)					
使用する施設の名称	使 用 期 間				
	年 月 日 時から				
	年 月 日 時まで				
使用する設備の名称	使 用 期 間				
	年 月 日 時から				
	年 月 日 時まで				
	年 月 日 時から				
	年 月 日 時まで				
営利目的の有無	有・無				
入場料徴収の有無	有・無 入場料の最高額( )円				
入場予定者数	入場者数(約 人)				
使用 責任 者	所属名				
	役職・氏名				
	電話番号				
その他参考事項					
※使用承認の条件					
※受付者				※使用料合計	円

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 「入場料徴収の有無」とは、入場料、会費等の名称のいかんを問わず入場の対価としての金銭の徴収の有無をいいます。
- 使用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。
- 設備の使用時間は、実使用時間を記載してください。
- 指定管理者が内容確認のため必要と認める資料を添付してください。

## 様式第2号(第4条、第5条関係)

## 福島ロボットテストフィールド使用(使用変更)承認書

		承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
申請者	住所又は所在地	電話番号			
	氏名又は名称及び代表者の氏名				

使用の目的 (催しの名称)					
使用する施設の名称		使用期間			
		年 月 日 時から			
		年 月 日 時まで			
使用する設備の名称		使用期間			
		年 月 日 時から			
		年 月 日 時まで			
		年 月 日 時から			
		年 月 日 時まで			
営利目的の有無		有・無			
入場料徴収の有無		有・無 入場料の最高額( )円			
入場予定者数		入場者数(約 人)			
使用責任者	所属名				
	役職・氏名				
	電話番号				
その他参考事項					
使用(仕様変更)承認の条件					
使用料合計金額					

備考 この承認書は、他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

上記のとおり福島ロボットテストフィールドの使用(使用変更)を承認します。

福島ロボットテストフィールド指定管理者 印

## 様式第3号(第5条関係)

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

## 福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書

年 月 日

福島ロボットテストフィールド指定管理者

申請者

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名  
(電話番号)

印

次のとおり福島ロボットテストフィールドの使用承認事項を変更したいので申請します。

当初使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用の目的 (催しの名称)			
使用する施設の名称	使用期間		
	年 月 日 時から		
	年 月 日 時まで		
使用する設備の名称	使用期間		
	年 月 日 時から		
	年 月 日 時まで		
	年 月 日 時から		
	年 月 日 時まで		
営利目的の有無	有・無		
入場料徴収の有無	有・無 入場料の最高額( )円		
入場予定者数	入場者数(約 人)		
使用 責任 者	所属名		
	役職・氏名		
	電話番号		
その他参考事項			
※使用承認の条件			
※受付者		※使用料合計	円

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 変更がある事項のみ記入してください。
- 交付済みの使用(使用変更)承認書を添付してください。
- 指定管理者が内容確認のため必要と認める資料を添付してください。

様式第4号(第11条関係)

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名 印  
(電話番号)

次のとおり福島ロボットテストフィールドの使用料の返還を申請します。

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用する施設・設備名			
使用の目的 (催しの名称)			
返還申請理由			
既納使用料	円	使用料納入年月日	年 月 日
返還金振込先	金融機関名 預金種別 口座名義人	支店名 口座番号	
使用料	返還の根拠	返還率	返還金額
※ 円	※	※	※ 円

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。

## 様式第5号(第11条関係)

## 福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書

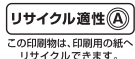
		承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
申請者	住所又は所在地	電話番号			
	氏名又は名称及び代表者の氏名				

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
使用する施設・設備名			
使用の目的 (催しの名称)			
決定内容	返還の理由		
	返還額	円	

年 月 日付で申請のありました福島ロボットテストフィールド使用料の返還につきましては、上記のとおり決定しましたので通知します。

福島県知事 印

(産業創出課ロボット産業推進室)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福 島 県  
印刷所 株式会社 第一印刷